

別紙様式1

総務省法令適用事前確認手続（照会書）

平成24年1月25日

総務大臣殿

照会者名	登録管理ネットワーク株式会社
代表取締役	二宮 昭弘
住所	〒162-0806
	東京都新宿区榎町43番地1神楽坂ビル
連絡先	非公開

総務省法令適用事前確認手続規則（平成13年8月29日総務省訓令第197号）第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1 法令の名称及び条項

郵便法第4条

2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

中古自動車の移転登録申請時に必要な主な書類は、旧所有者の印鑑証明書・委任状・譲渡証明書（以下、譲渡書類と称す）と新所有者の委任状・印鑑証明書・車庫証明書です。

中古自動車流通において、旧所有者は譲渡書類発行時に、流通後の最終譲受人である新所有者・譲渡年月日・委任年月日・受任者を特定できないので、これらを未記入のまま発行し、自動車を特定する車台番号だけを記入した譲渡書類が流通します。

流通後、最終の車両購入者が決定した後、新所有者の申請代理人が所管の役所窓口に提出する時に、譲渡年月日・譲受人、委任年月日・受任者が記入され提出されます。

つまり、旧所有者の譲渡書類は、譲渡年月日・譲受人、委任年月日・受任者を記入せず特定の受取人を指定しないことで、流通性を有する証券として小切手・手形の類と同じく、市場で取扱われています。

大量の自動車の所有者にとって譲渡書類発行業務は負荷となっており、譲渡書類の発行業務の外注化の要望があります。発行業務受託にあたっては、旧所有者の印鑑証明書、実印が押印された白紙譲渡証明書、白紙委任状を一定部数預かり、在庫管理し、所用の手続後、当社もしくは当社の再委託先が、車台番号のみを印字または記入し譲渡車両を確定の上、旧所有者の譲渡書類が振り出されます。

業務受託の過程で発生する、受取人を特定しない旧所有者の譲渡書類の、次の送付が、信書の送達に該当するか否かにつき照会を希望します。

- 送付① 旧所有者から当社への全て未記入の譲渡書類の在庫預け送付
- 送付② 当社から再委託先への全て未記入の譲渡書類の在庫預け送付
- 送付③ 当社または再委託先からの、譲渡年月日・譲受人、委任年月日・受任者を記入せず車両だけを特定した各件の譲渡書類の振出し送付

3 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会者の見解及び根拠
前項詳述の中古自動車における受取人を特定しない旧所有者の譲渡書類の送付において、送付①、送付②ともに、特定の受取人を指定しない印刷物の在庫受け渡しに過ぎないので、信書の送達に該当しないと考えます。

送付③は、中古自動車市場流通を前提に特定の受取人を指定しない流通性を有する証券としての振出しであり、手形と同じく、そこに記載されている事項は流通にあって必要な事項に過ぎず、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書ではないので、信書の送達に該当しないと考えます。

以上